

令和5年度

山田小学校 いじめ防止基本方針

1 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危機を生じさせるおそれがある。

本校は、上記のことを踏まえ、また、本市学校努力目標である「ともに学び 自分らしく生きる」の実現を目指して、以下の点を旨として、いじめの防止等のために対策を行う。

- 全ての児童が安心して学校生活を送り、さまざまな活動に生き生きと取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにする。
- 全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、「いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である」ことについて、児童が十分に理解できるようにする。
- いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、教育委員会・家庭・地域・関係機関等との連携の下、いじめの問題を克服することを目指す。

2 校内体制

- ・ 校長をいじめ防止対応の責任者とし、「いじめ等対策委員会」を中心として教職員間の緊密な情報交換や共通理解を図り、一致協力して対応する体制で臨む。
- ・ いじめが生じた際には、学級担任等の特定の教員が抱え込むことなく、学校全体で組織的に対応する。
- ・ 「いじめ等対策委員会」の構成員
校長・教頭・教務主任・保健主事・学年主任・特別支援コーディネーター・生活指導主任・教育相談担当・養護教諭・該当児童の担任・前担任・スクールカウンセラー
スクールソーシャルワーカー・子ども応援委員会コーディネーターなど

3 積極的認知に向けた教職員一人一人の心構え

- ・ 教職員一人一人が人権意識をもつ。
- ・ 教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように、指導のあり方に細心の注意を払う。
- ・ いじめの認知の判断基準については加害行為の「継続性」「集団性」「一方的な力関係の有無」「深刻度」などの要素によりいじめの定義を限定して解釈することがないようにする。
- ・ 児童とふれあう時間をできる限り多く取る。
- ・ 児童の話に耳を傾け、親身になって対応し、児童が何でも相談できる信頼関係を築く。
- ・ いじめ防止対策基本法第2条のいじめの定義に従って積極的に認知する。
- ・ いじめを見過ごしたり、気付きながら見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりしない。
- ・ いじめ（特に、暴力を伴わないいじめ）は、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候であっても、早い段階から的確に関わりをもち、いじめを隠したり、軽視したりすることなくいじめを積極的に認知し、指導につなげる。

- ・ 暴力行為など「目に見えるいじめ」を目撃した場合は、速やかにとめるなどの指導を最優先させる。
- ・ いじめの解消は国の基本方針にのっとり、少なくとも、いじめが止んでいる状態が3か月以上継続し、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないと認められる場合において初めて判断する。

4 未然防止の取り組み

- ・ 学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感が高まるように努める。
- ・ 児童の心が通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- ・ 集団の一員としての自覚や自信を育むこととともに、互いの違いを認め合うことにより多様性を認める。多様性の中で互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

(1) 道徳教育・人権教育

- ・ 「一人一人を大切に」「相手の立場になって考える」「自分がされたくないことは相手にもしない」など、他を思いやる心、自他の生命を大切にすることを育むとともに、「死ね」「うざい」「きもい」など、人権意識に欠けた言葉遣いに対する指導の徹底に努める。
- ・ 温かい気持ちになる言葉を多く習得させるよう努める。

活用資料：「いじめ防止教育プログラム」「人権教育の手引き」「学校における人権教育をすすめるために～実用編～」「人権教育の手引き～みんなで学ぶ人権ワーク集～実践編～」など

(2) 授業づくり

- ・ 児童の自己肯定感を高めるために、「分かる授業」「一人一人が参加・活躍できる授業」づくりに向けた教師一人一人の授業力向上に努める。
- ・ 児童一人一人の興味・関心や能力、進度に応じた個別最適な学びと協働的な学びと協働的な学びの一体的な充実による授業を推進する。

(3) 集団づくり

- ・ 社会体験や交流体験の機会を計画的に配置し、他の児童や大人との関わり合いを通して、児童が自ら「人と関わることの喜びや大切さ」に気づき、学ぶ機会を設定する。
- ・ 単に児童が何かを体験すればよい、子ども同士が交流を深めればよいといった意識ではなく、児童の年齢や発達段階に応じた集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育むために、「友達のよさに目を向け、積極的に認め合う活動」「グループや学級全体での助け合い、共通目標を達成する活動」などの場や機会を設定する。
- ・ 代表委員会の取り組みにおいて、「なごやING キャンペーン」等の機会を生かし児童自身が、いじめの問題を自分たちの問題として受け止める、そして、自分たちでできることを主体的に考えて行動できるよう働きかける。

<< 学校全体での取り組み・活動 >>

作品展・・・異学年同士での交流（作品の鑑賞を通して）
 環境ウィーク・・・ボランティア清掃と町への啓発児童集会・・・ゲームなど集会活動
 あい・あい・あいさつ活動・・・学校・家庭・地域が連携して朝の挨拶活動
 分団登校・分団児童会・現地下校指導・交通安全感謝の会

<< 各学年での取り組み・活動 >>

【1年生】「学校探検」

【2年生】「学区探検」「命の授業」

【3年生】「地域の歴史<岩倉街道>見学」

【4年生】「環境学習」

【5年生】「中津川野外学習」

【6年生】「中学校スクールランチ体験」

5 早期発見の取り組み

学級や部活動など、学校生活すべての場において、子どもをきめ細かく見守る。いじめの早期発見のために、日常的な観察とともに、質問紙によるアンケート調査、教育相談等における面談、日記・スクールライフノートや自主学習帳の活用などを計画的に行い、日常の児童の様子を把握する。また、子ども応援委員会と定期的に情報交換を行うことで早期発見に努める。

(1) 日常的な観察

- ・ 日ごろから児童とのふれあいを多くして、児童一人一人の交友関係、行動、思考の特徴をよく理解するようにし、いじめの兆候、児童が示すサインを見逃さないようにする。

(2) 「学校生活アンケート (WEBQU・QU)」の実施

- ・ 学級集団づくりに活用する中で、結果として表れる「学級での満足度」「学校生活における意欲」「ソーシャルスキルの定着具合」を基に、状況によって即時に児童個々へ対応する。

(3) 定期的な無記名式のアンケート調査

- ・ 「無記名式アンケート」の実施により、誰が被害者か加害者かとかは関係なく、いじめがどの程度起きているかを定期的に把握し、未然防止の取組の評価・改善につなげる。

(4) 緊急的な記名式のアンケート調査

- ・ 重大事態が生じたときなど、事実関係を把握する必要がある場合は、緊急的に記名式でアンケート調査を行う。

(5) 教育相談

- ・ いじめの被害者は「全力で守る」という学校・教職員の姿勢・決意を示す。他の児童のいじめについて見聞きした場合は、勇気をもって相談するよう呼び掛けるとともに、情報の発信元は絶対に明かさないと伝えておく。
- ・ 気軽に相談できる存在があることを知らせるために、年度当初に、スクールカウンセラーが授業を参観する。また、転入時においては、学級担任以外にスクールカウンセラーや養護教諭などに個別に引き合わせるようにする。
- ・ (2)(3)でのアンケート調査の結果等を基に、全ての児童を対象として6月に教育相談月間を設けるほか、必要に応じて適宜教育相談期間を設ける。
- ・ 児童が希望する場合は、担任以外の教職員、スクールカウンセラーへの相談も可能とする。

(6) 保護者・地域との連携

- ・ 保護者に対しては、日ごろから児童のよい点や気になる点など、学校の様子について連絡するように努めるとともに、児童について気になることがあれば速やかに学校に連絡していただくよう依頼しておく。
- ・ 地域に対しては、「いじめ・問題行動等防止対策連絡会議」の場等を活用し、児童について気になることがあれば速やかに学校に連絡が入るように依頼しておく。

- (7) 相談機関紹介カード「あったかハート」の配付
- ・ 年度当初に、全児童に配付し、各相談機関について周知する。
 - ・ 毎日使用するかばん等に入れておくなど、いつでも見ることができるよう指導する。

- (8) SNS相談（相談アプリ：スタンドバイ）
- ・ 相談する先が24時間365日あることを4年生～6年生に周知し、アクセスコードを配布する。また、学習者用タブレット端末を使って、SNS相談の体験活動をさせる。

- (9) スクリーニング
- ・ 児童虐待、いじめ、貧困の問題など表面化しにくい問題の早期発見、早期対応、児童理解に努める。

6 いじめに対する措置（重大事態・警察との連携を含む）

- ・ 特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
- ・ 教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、教育委員会・関係機関等と連携し、対応に当たる。とりわけ、児童虐待や重大ないじめ、自死などにつながる恐れのあるハイリスクな要因を抱えた児童に関しては、早期発見・早期対応の上で関係機関との連携を図る。
- ・ 児童の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分に留意する。

(1) いじめの発見時や相談・通報を受けたときの対応

- ・ 遊びや悪ふざけ、複数で一人を囲んでいる状況など、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり注意したりする。
- ・ 児童や保護者からの訴えに対しては、軽視したり後回しにしたりせず、真摯に傾聴し、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には早い段階から的確に関わりをもつようにする。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ・ 発見したり通報を受けたりした教職員は、一人で抱え込まず、速やかに「いじめ等対策委員会」に報告し、情報を共有する。
- ・ 「いじめ等対策委員会」を中心として、速やかに関係児童から事情を聞き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行い、いじめの認知・判断をする。
- ・ 以下のような「重大事態」については、速やかに教育委員会に報告し、子ども応援委員会等とも連携を図りながら対応に当たる。

① 「生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある」

- ※児童が自殺を企図した場合 ※身体に重大な障害を負った場合
- ※品等に重大な被害を被った場合 ※精神性の疾患を発症した場合

② 「相当の期間(年間30日を目安)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある。」 30日を待たず、1週間をめどに連絡し概要を報告する

- ・ 児童や保護者から、いじめられて重大な被害が生じたという申し立てがあった場合は、その時点でははっきりしていなくても、重大事態と捉えて対応に当たる。
- ・ 状況に応じて、所轄警察所・法務局・児童相談所など関係機関との連携を図る。

(2) いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

- ・ 「複数の教職員で見守る」「いじめた児童を別室で指導する」など、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、安心して学校生活を継続するよう伝える。
- ・ 上記の対応によっても、いじめられた児童が学校を欠席せざるを得ない状況が続く場合には、学習の支援など、いじめられた児童及びその保護者の心情に寄り添いながら支援する。

その際、「出欠席の取り扱い」「内申も含めた成績への影響」についていじめられた児童に不利益が生じないことを初期段階から説明するよう配慮する。

- ・ 当該事案に気づき次第直ちに、いじめを受けた児童生徒及びその保護者の要望・意見等を聴き取る。その際、誰がいじめを受けた児童・保護者の聴き取りを行うかについては、いじめを受けた児童・保護者の意向を尊重する。
- ・ 事実関係については、保護者に電話連絡だけでなく、家庭訪問等により、その日のうちに伝える。
- ・ 状況に応じて、スクールカウンセラーや子ども応援委員会等の協力を得る。
- ・ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行うことが大切である。

(3) いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

- ・ いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・ 迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう、保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ・ いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の健全な人格の発達に配慮する。
- ・ いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、「特別の指導計画による指導」のほか、「教育委員会との判断による出席停止」「警察との連携による措置」も含め、毅然とした対応をする。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- ・ 傍観者に対しては、自分の問題と捉えさせ、観衆に対してはいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・ 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- ・ いじめの解決とは、謝罪のみに終わるものではなく、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻すことをもって判断するようにする。
- ・ 全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

(5) ネット上のいじめへの対応

- ・ 名誉毀損やプライバシー侵害等、不適切な書き込み等については、教育委員会に一報するとともに所轄警察署・関係機関に相談し、直ちに削除する措置を取る。
- ・ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ・ 警察、法務局、関係業者等の専門家を講師とした講演会を実施したり、相談機関の窓口や、関係機関が実施する取り組みを周知したりする。

- ・ パスワード付きサイトやSNS、スマートフォンや携帯電話のメールを利用したいいじめなどについては、より大人の目に触れにくく発見しにくいいため、学校における情報モラル教育の充実を図る。
- ・ 保護者に対しても、情報モラルに関する講演会等の実施や「情報モラル啓発資料」の活用を通して、現状について理解を求めるとともに、家庭における「スマートフォンや携帯電話の使用に関する約束事」を決めておいていただくよう、折に触れて依頼する。

7 子ども応援委員会と連携

必要に応じて、子ども応援委員会との連携を図り、問題の解決に努める。

8 校内研修の実施

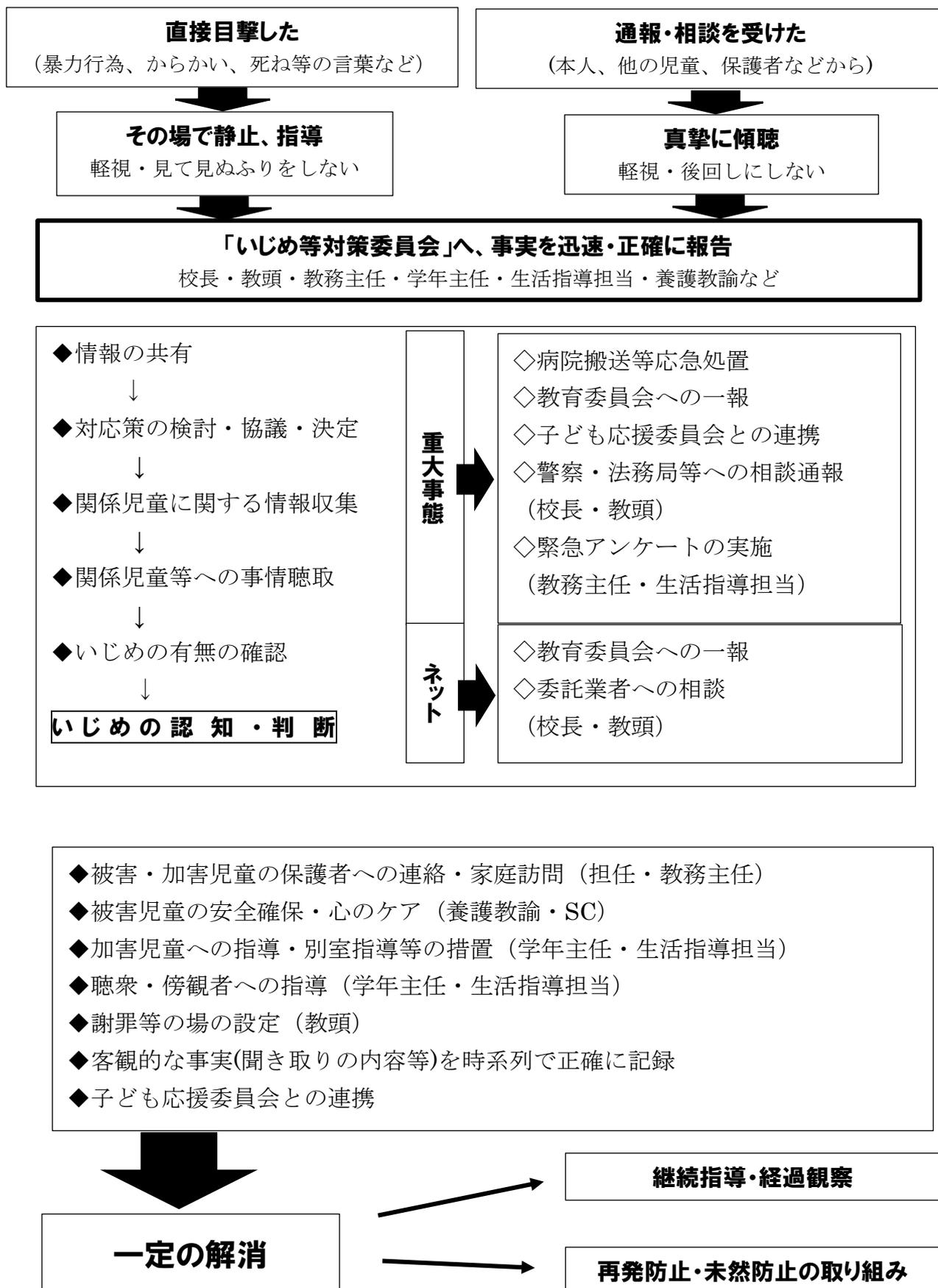
いじめ防止等のための対策に関する校内研修を実施し、教職員の資質向上に努める。

9 学校評価の実施

学校は、より実効性の高い取組を実施するために、PCDA サイクルに基づき、策定した「学校いじめ基本方針」の見直しを必要に応じて行う。

また、いじめ防止等のための対策に関わる取り組み等について自己評価を行い、学校関係者評価と合わせて、その結果を公表する。

◆ いじめが発生した場合の対応の流れ ◆



年間を通したいじめ防止のための指導計画

月	諸会議等	未然防止の取り組み	早期発見の取り組み	校内研修
4	職員会議 いじめ等対策委員会	互いを認め合う学級づくり 分団児童会・現地指導	児童の情報交換	研修① 児童理解
5	職員会議 いじめ等対策委員会 スクリーニング会議	運動会	学校生活アンケート① (WEBQU・QU)	研修② スクリーニングについて
6	職員会議 いじめ等対策委員会 スクリーニング会議	環境ウィーク 自殺予防教育週間① 自殺予防の授業	児童教育相談月間 児童の情報交換 学校生活アンケートの結果分析 子ども応援委員会との情報共有 教育相談週間①	研修③ 自殺予防教育について
7		分団児童会	個人懇談会	研修④ 事例検討
9	職員会議 スクリーニング会議			
10	職員会議 いじめ等対策委員会 スクリーニング会議	自殺予防教育週間② 自殺予防の授業	学校生活アンケート② (WEBQU・QU) 学校生活アンケート②の結果分析 子ども応援委員会との情報共有	
11	職員会議 いじめ等対策委員会	あい・あい・あいさつ活動 いじめINGキャンペーン	児童の情報交換 教育相談週間②	研修⑤ 人権教育
12		分団児童会・現地指導 人権週間	個人懇談会	
1	職員会議 いじめ等対策委員会 スクリーニング会議		児童の情報交換	研修⑥ 児童指導と理解
2	職員会議 いじめ等対策委員会 スクリーニング会議	命の授業 中学校スクールランチ体験		
3	職員会議	分団児童会	小中における情報交換	研修⑦ 情報引継ぎ